

令和８年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の注意点について

例年、区民への配布物見本等資料は、令和６年度実施分から港区ホームページ予防接種実施医療機関専用ページへの掲載に変更しております。実施前に必ず内容をご確認ください。

資料の掲載場所

港区ホームページトップページ > 健康・福祉 > 健康・医療 > 予防接種

> 予防接種実施医療機関専用ページ > 港区内予防接種実施医療機関専用入口はこちら

<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/yobousessyu/iryoukikansenyou.html>

－ 子どものインフルエンザ事業 ホームページ掲載資料一覧 －

- (1) 令和８年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の手引き
- (2) 令和８年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の注意点について
- (3) 令和８年度 子どものインフルエンザ予防接種予診票点検マニュアル（医療機関向け）
- (4) 子どものインフルエンザ予防接種事業ポスター
- (5) 指定医療機関用ポスター
- (6) 令和８年度 港区子どものインフルエンザ予防接種のお知らせ（区民向け）
- (7) 委任状（保護者以外の人が同伴する場合）

対象者について

子どものインフルエンザ予防接種事業は、港区独自の助成事業です。

対象となる人（生後6か月以上高校3年生相当年齢までの港区民）には、区から予診票を9月末に送付します。※8月21日以降に港区へ転入された人は、別途予診票の発行申請が必要になります。

定期接種として実施する高齢者のインフルエンザ予防接種と異なり、他区で発行した子どものインフルエンザ予防接種予診票をお持ちの人は助成の対象外となります。

助成期間（予診票の有効期限）

予診票の有効期限は令和8年9月24日から令和9年1月31日までです。有効期限を過ぎて使用はできません。有効期限を過ぎて接種された場合、委託料のお支払いはできません。

※インフルエンザの流行が例年より早いため、助成期間を10月1日から1週間早めて9月24日から助成開始とします。なお、印刷の都合により対象者へ送付している「子どものインフルエンザ任意接種予診票」には10月1日からの記載がございますが、9月24日以降実施する対象者への予防接種は助成の対象となります。

※フルミストの接種は予診票の有効期限よりも前にワクチンの最終有効期限を迎えるため、令和9年1月22日までしか接種できません。

※予診票取得後に引っ越し等で区外へ転出した場合、接種日時時点で港区民ではないため有効期限内の予診票を持参されても助成の対象となりません。接種前に本人確認書類等での確認も合わせてお願いします。

助成の対象とするワクチンについて

助成対象のワクチンは、注射によるインフルエンザHAワクチンまたはフルミストに限ります。対象者はいずれか1種類を選択し、助成を受けられます。（同一年度内に2種類のワクチンの併用はできません。）

認証ワクチンであっても、年齢によって接種できない場合がありますので、ワクチンの用法用量等ご確認ください。

助成金額について

- ・HAワクチン：接種1回あたり 4,500 円（差額自己負担）
- ・フルミスト：9,000 円（差額自己負担）

各医療機関で定める接種費用が上記の助成金額を超える場合は、差し引いた金額を区民に対し請求してください。

予診票について

区が発行した旧年度の子どものインフルエンザワクチン任意接種予診票や他区が発行したインフルエンザの予診票を使ってのご請求はできません。

「令和8年度港区子どものインフルエンザワクチン任意接種予診票」がお手元にはない対象者の方には、区へ予診票の再発行依頼をするようご案内ください。予診票の持参なく接種された場合は助成の対象外となり全額自費となります。

予診票の種類については以下のとおりです。

- ・生後6か月以上13歳未満：青の予診票2枚

1枚目はHAワクチン1回目かフルミストの選択式、2枚目はHAワクチン2回目専用

- ・13歳以上高校3年生相当年齢：緑の予診票1枚

HAワクチンかフルミストの選択式

※青の予診票2枚目は1枚目をHAワクチンで接種した場合のみ使用可能です。2枚目を使用してフルミストの接種はできませんのでご注意ください。（1枚目と2枚目で質問事項の内容が異なるため、2枚目の予診票（HA2回目専用）を1枚目として書き換えてのフルミスト接種もできません。）

※間違い防止のため予診票に白抜きの文字も入れております。

予診票の回収について

2歳～13歳未満の対象者でフルミストを選択された場合、2枚目（HA2回目専用）の予診票は使用できませんので接種時に回収いただき、請求時に港区医師会事務局へ送付してください。接種時に2枚目の予診票をお持ちでない場合は、ご自身で破棄するよう伝えてください。

ワクチンの有効年月日について

製造番号ごとの有効年月日をよくご確認の上、接種してください。有効年月日を過ぎたワクチンで接種された場合は、委託料のお支払いができません。

なお、フルミストの今年度製造分の最終有効年月日は令和9年1月22日となります。最終年月日を過ぎてからは、助成期間内であっても接種できませんのでご注意ください。